

令和2年5月15日

男鹿市内小・中学校児童生徒 保護者様

夏季休業期間の変更及び授業日の設定について

男鹿市教育委員会

令和2年4月16日に新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた緊急事態宣言が全国に発令されたことを受け、本市においては、令和2年4月21日（火）から令和2年5月6日（水）まで、市内小・中学校を臨時休業といたしました。男鹿市においては5月7日（木）以降、マスクの着用や毎朝の検温など各家庭からご協力いただくとともに、各校において感染防止対策を徹底した上で学習活動を再開してきております。市内各校では、感染防止により一部中止や延期された行事があるなど制限された状況下ではありますが、行事や学習計画の変更を行うなどして授業時間を確保しながら、実施可能な学習活動を展開しているところです。

男鹿市教育委員会では、男鹿市校長会と協議のうえ、この度の休業措置により、7日間または8日間の授業日がカットされたこと、また昨年度3月の臨時休業により未履修分があることなどから、本市においては、ゆとりある学習時間を確保することや今後の感染症や自然災害による臨時休業に備えることを目的とし、夏季休業期間を次の通り短縮し、5日間の授業日を設定することといたしました。

まだまだ新型コロナウイルス感染拡大が心配される状況下ではありますが、各校において、延長された授業日を年間指導計画に効果的に組み込むことにより、学習習慣及び生活習慣の定着、そして確かな学力の育成等学校教育目標の実現に向け取り組むこととしております。この度の夏季休業の変更及び授業日の設定について、各家庭におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大による特別措置として、ご理解ご協力くださいますようお願いいたします。

○「夏季休業日の変更」

・変更前 令和2年7月23日から令和2年8月22日

・変更後 令和2年8月1日から令和2年8月22日

○「夏季休業日変更に伴う授業日」

・令和2年7月27日（月）から令和2年7月31日（金）まで
の5日間を給食ありの授業日とする。

問い合わせ先 男鹿市教育委員会 橋本 笹淵

電話 24-9101